

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

鈴木 鈴木 金属 工業 株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号  
代表取締役社長 佐藤真樹  
(コード番号) 5 6 5 7  
(問合先) 常務取締役総務部長 清水 博  
電話 (047)-476-3111(代表)

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 105 期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

変更の理由は次のとおりであります。

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い規定の変更を行うものであります。

##### (1) 取締役会・監査役・監査役会・会計監査人の設置及び株券発行

取締役会・監査役・監査役会・会計監査人を設置する場合は、定款の定めが必要となるため、当該規定を新設するものであります。(第 25 条・第 34 条・第 44～47 条)

また、株券を発行する場合についても、定款の定めが必要となるため、当該規定を新設するものであります。(第 7 条)

##### (2) 単元未満株主の権利の制限

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、新設するものであります。(第 9 条)

##### (3) 株主総会召集地の指定

株主総会の召集地の規制が任意とされたことから、より多くの株主の皆様が株主総会にご出席いただくために、利便性等を踏まえ、召集地の範囲を定めるものであります。(第 14 条 2 項)

(4) 株主総会参考書類等のインターネット開示

株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが認められたことから、新設するものであります。(第 17 条)

(5) 取締役会の書面決議

取締役会の書面決議が可能となりましたので、緊急時および議案の内容に応じて臨機応変に対応が図れるよう新設するものであります。(第 30 条 2 項)

(6) 補欠監査役の選任に係る決議の効力

監査役が法令の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の監査役を選任することができるようになったことに伴い、その選任決議の有効期間について新設するものであります。(第 37 条)

(7) 監査役の責任免除

有能な人材の確保とその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役の責任限定契約に関する規定を新設するものであります。(第 42 条 2 項)

(8) その他の変更

用語及び引用条文について所要の変更を行うとともに、一部の字句及び条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は鈴木金属工業株式会社と称する。 英文では SUZUKI METAL INDUSTRY CO., LTD. と表わす。	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
(1) ピアノ線、硬鋼線、ステンレス鋼線、オイルテンパー線の製造および加工ならびに販売	(1) (現行どおり)
(2) 鋼索の製造および加工ならびに販売	(2) (現行どおり)
(3) 電線、通信線の製造および加工ならびに販売	(3) (現行どおり)
(4) 各種金属製品の製造および加工ならびに販売	(4) (現行どおり)
(5) 天然繊維、化学繊維、合成樹脂、その他無機・有機化学工業品の製造および加工ならびに販売	(5) (現行どおり)
(6) 医療用具の製造および加工ならびに販売	(6) (現行どおり)
(7) 不動産の賃貸および管理	(7) (現行どおり)
(8) 前の各号に付帯するいっさいの事業	(8) (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 当社は本店を東京都千代田区に置く	第 3 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 後
<p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して<u>これを行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は7,200万株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>1単元の株式数</u>および単元未満株券の不発行) 第7条 1. 当社の<u>1単元の株式の数</u>は1,000株とする。 2. 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は7,200万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 当社は、<u>法令の定めるところにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を<u>発行する。</u></p> <p>(<u>単元株式数</u>および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の<u>単元株式数</u>は1,000株とする。 2. 当社は、<u>単元株式数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、<u>株式について名義書換代理人を置く。</u></li> <li>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会で選定し、これを公告する。</u></li> <li>3. 株式の名義書換、<u>質権の登録・信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、諸届出の受理、单元未満株式の買取り等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社において取扱わない。</u></li> </ol> <p>(株主名簿及び株券喪失登録簿の備置場所)</p> <p>第10条 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置く。</u></p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 <u>当社の株主は、单元未満株主について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>(2)<u>会社法第166号第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>(3)<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ol> <p>(株券の種類)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条</p> <p>当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></li> <li>3. 当社の株式の名義書換、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社において取扱わない。</u></li> </ol> <p>(株主名簿及び株券喪失登録簿の備置場所)</p> <p>第12条 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び株券喪失登録簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 後
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の発行する株式の名義書換、質権の登録・信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、諸届出の受理、単元未満株式の買取り、株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式に関する事項については、本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時に招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 定時株主総会において権利を行使すべき株主は(実質株主を含む。以下同じ。)、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故のあるときは、予め取締役会の定めた順序に従って他の取締役が代行する。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する事項については、本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 株主総会の招集地は、東京都区内又は千葉県習志野市とする。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第15条 定時株主総会において権利を行使すべき株主は(実質株主を含む。以下同じ。)、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故のあるときは、予め取締役会の定めた順序に従って他の取締役が代行する。</p>

現 行 定 款	変 更 後
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議) 第15条</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は各総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令が定めるところにしがたい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(決議の方法) 第18条</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合は各総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>(議事録) 第20条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>

現 行 定 款	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の定員)</p> <p>第17条 当会社に取締役15名以内を置く。 (取締役の選任)</p> <p>第18条 <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役の任期)</p> <p>第19条</p> <p>1. <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役の報酬)</p> <p>第20条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第21条 (現行通り) (選任方法)</p> <p>第22条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(任期)</p> <p>第23条</p> <p><u>取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役会の設置)</p> <p>第25条 <u>当会社は、取締役会を置く。</u></p>



現 行 定 款	変 更 後
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条</p> <p>1. <u>当社は、取締役会の決議をもって代表取締役若干名を定め、そのうち1名を社長とする。</u></p> <p>2. <u>必要により取締役会の決議をもって取締役の中から会長1名および副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の権限) 第22条 取締役会は、法令に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>(招集権者および議長) 第23条 取締役会は取締役社長が招集して、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序に従って他の取締役が代行する。</p> <p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より1週間前に発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 <u>取締役会における議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役が記名捺印し、当社に保存する。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第26条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定し、そのうち1名を社長とする。</p> <p>2. <u>必要により取締役会の決議によって取締役の中から会長1名および副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の権限) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第28条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序に従って他の取締役が代行する。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意あるときは、召集の手続きを経ない取締役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(第31条に移項)</p>

現 行 定 款	変 更 後
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(第25条から移項)</p> <p>(取締役会の運営)</p> <p>第27条 取締役会に関しては、本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議をもって、これを免除することができる。</p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 前条2項の議事録は、法令でさだめるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第32条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 後
第 5 章 監査役および監査役会  (新 設)	第 5 章 監査役および監査役会  <u>(監査役および監査役会の設置)</u>
(監査役の定員) 第29条 当会社に監査役5名以内を置く	<u>第34条 当社は、監査役および監査役会を置く。</u>
(監査役の選任) 第30条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。	(員数) 第35条 当社の監査役は、5名以内とする。 (選任方法) 第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(監査役の任期) 第31条 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</li> <li>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</li> </ol>	<u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> 第37条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。  (任期) 第38条 <ol style="list-style-type: none"> <li>監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</li> <li>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 後
<p>(監査役の補欠者選任)</p> <p>第32条</p> <p>1. <u>法令に定める監査役の員数を欠くことに備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という）を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>3. <u>補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催される時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠者の就任は、法令に定める監査役の員数を欠くことになった時とする。</u></p> <p>5. <u>補欠者の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第33条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第35条</p> <p>1. <u>監査役会は、監査役会の議長が招集する。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第40条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第41条</p> <p><u>監査役会は、監査役会の議長が招集する。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 後
<p>2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より1週間前に発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の運営) 第36条 監査役会に関しては、本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、<u>監査役の責任につき、法令の定めるところに従い取締役会の決議をもって、これを免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(監査役会の運営) 第42条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第43条 当社は、<u>法令の定めるところにより、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を<u>法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、法令の定めるところにより、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第44条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(選任方法) 第45条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 後
(新 設)	(任期) 第46条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	(報酬等) 第47条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第6章 計 算	第7章 計 算 (事業年度)
第38条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 <u>決算は毎営業年度末日に行う。</u>	第48条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(利益配当金)	(剰余金の配当)
第39条 <u>利益配当金は、株主総会の承認を得て、毎営業年度末現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u>	第49条 <u>剰余金の配当は、毎月3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</u>
(中間配当)	(中間配当)
第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。	第50条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
(配当金等の除斥期間)	(剰余金の配当等の除斥期間)
第41条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払いを開始した日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u>	第51条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払いを開始した日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u>
(付則)	(削除)
第42条 <u>本定款に記載されていない事項は、商法その他の法令による。</u>	

以上